

# 宮城県公報

行 政  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

### 告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 二
- 保安林の指定の解除 (森林整備課) 二
- 保安林の指定の解除 (二件) (同) 三
- 保安林の指定の解除の予定 (三件) (同) 三
- 都市計画の変更 (都市計画課) 四

### 公 告

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 四
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更 (同) 四
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退 (同) 四
  - 県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 五
  - 教育委員会定例会の開催 五
- 選挙管理委員会

## 告 示

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示  
 ○不在者投票を管理すべき施設の指定等について  
 ○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正  
 正 誤  
 ○宮城県公報第二八五一号別冊2 (平成二十九年四月十八日付け) 中

七 六 六 六

○宮城県告示第九百九十六号  
 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十九年九月二十一日次の者を指定した。  
 平成二十九年十一月十日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
永野 功	神経内科	独立行政法人国立病院機構宮城病院	山元町高瀬字合戦原百番地
杉山 俊輔	腫瘍内科	医療法人社団杉山医院	大郷町羽生字中ノ町十一番一号
滝澤 宏明	形成外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
涌井 祐太	消化器内科	地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター	名取市愛鳥塩手字野田山四十七番一号
仁村 太郎	脳神経外科	独立行政法人国立病院機構宮城病院	山元町高瀬字合戦原百番地
安達 尚宣	泌尿器科	地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター	名取市愛鳥塩手字野田山四十七番一号
大原 勝人	外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
関口 幸雄	内科	東北医科薬科大学名取守病院	名取市増田二丁目九番十二号
成川 孝一	神経内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
安藤 肇史	脳神経外科	独立行政法人国立病院機構宮城病院	山元町高瀬字合戦原百番地

小川 則彦	外 科	公立黒川病院	大和町吉岡字松木六十番地
-------	-----	--------	--------------

○宮城県告示第九百九十七号  
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。  
 平成二十九年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
米地 稔	内 科	独立行政法人国立病院機構宮城病院	山元町高瀬字合戦原百番地
杉本 是明	内 科	石巻市立病院	石巻市穀町十五番一号
松浦 真吾	内 科	公益財団法人宮城厚生協会古川民主病院	大崎市古川駅東二丁目十一番十四号

○宮城県告示第九百九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
 平成二十九年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二一六〇〇〇四二	エムツー訪問介護ステーション 富谷市日吉台二丁目二十四番地六	同行援護	M2ファーマシー株式会社	平成二十九年十一月一日
○四二二四〇〇三三五	すみれヘルパーステーション 巨理郡山元町坂元字町四十四番地一	居宅介護	特定非営利活動法人にこにこケアサービス	平成二十九年十一月一日
○四二二三〇〇四七六	グループホームのぞみ 栗原市金成金生十一丁目四	共同生活援助	社会福祉法人豊明会	平成二十九年十月一日

○宮城県告示第九百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。  
 平成二十九年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一〇三〇〇二五五	サポートセンターしおがま おがま塩竈市清水沢四丁目三十九番一五	居宅介護 重度訪問介護	一般社団法人ヒューマンサポート	平成二十八年三月三十一日

○宮城県告示第千号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
 平成二十九年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所  
 気仙沼市波路上岩井崎四の一、四の七、六の六、六の八、一四の三、一五の一から一五の三まで、一五の七、一六の四、一九の一、一九の七から一九の一〇まで、二〇の五、二二の一、二二の二、二二の四、二二・二三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三の三、二三の四、二三の八、三六の一、三六の三、三六の四
- 二 指定の目的  
 潮害の防備
- 三 指定実施要件
- 1 立木の伐採の方法  
 一 主伐は、択伐による。
- 二 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 三 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

東松島市大曲字関の内一五六の四、一五七の二、一五八の二、二〇六の二、二〇七の二、二〇八の二、二六二の二、字上納前二九の四、三〇の二、三二の二、八七の二、八八の二、一四二の二、一四三、一四四の四、字道下一〇三の五、一〇四の五、一〇五の三、一〇六の五、一八二の四

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第千二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

東松島市大塚字大東三六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市渡波字袖ノ浜六八の三・六九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字藤浜一七の七、一七の八、二〇の三

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第千五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

東松島市大塚字長浜一六二の一〇（国有林）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第千六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 仙台市仙塩流域関連公共下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

(1) 汚水

なし

(2) 雨水

なし

2 廃止する部分

(1) 汚水

仙台市泉区根白石字姥懐前下及び同字上田西の各一部

(2) 雨水

なし

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十九年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日

石巻赤十字病院

石巻市蛇田字西道下七十一

平成二十九年十月一日

カメイ調剤薬局気仙沼店

気仙沼市赤岩杉ノ沢九一

平成二十九年十一月一日

銀河薬局泉沢店

塩竈市泉沢町二十二一五

平成二十九年十月一日

まごころ調剤薬局松島店

宮城県松島町高城字町六十二一三

平成二十九年十月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十九年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

所 在 地

地

変更前  
気仙沼薬局いちご・とまと店

気仙沼市田谷二十一五

変更後  
気仙沼薬局いちご・とまと店

気仙沼市赤岩平貝八十四一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり辞退の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十九年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

担当する  
医療の種類

所 在 地

指 定 辞 退 年 月 日

カメイ調剤薬局気仙沼店

調剤

気仙沼市田谷十九一

平成二十九年十月三十一日

教 育 委 員 会

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十九年十一月十日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十七号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則(昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中 「宮城県立小松島支援学校」

知的障害者に対する教育」を

宮城県立小松島支援学校  
宮城県立小松島支援学校松陵校

知的障害者に対する教育  
知的障害者に対する教育

に改め、

宮城県立西多賀支援学校

病弱者に対する教育

を

宮城県立西多賀支援学校

病弱者及び知的障害者に対する教育

に改める。

別表第二中「宮城県立小松島支援学校」を「宮城県立小松島支援学校  
宮城県立小松島支援学校松陵校」に改める。

別表第三第二号の表宮城県立光明支援学校の項中

三三三 四六六 六〇〇

を

三六三 三三三 四六六

に改め、同表宮城県立小松島支援学校の項中

三〇三 三五三 三三二

を

三四三 三〇三 三五五

に改め、同表宮城県立西多賀支援学校の項中

一四一 一一一 一一一

を

一七一 一四一 一一一

に改め、同表宮城県立石巻支援学校の項中

四九九 三八八 四六六

を

四六四 四九九 三八八

に改め、同表宮城県立気仙沼支援学校の項中

一九一 一九一 二二二

を

一九一 一九一 一九一

に改め、同表宮城県立名取支援学校の項中

三三三 四六六 三八八

を

二四三 三三三 四六六

に改め、同表宮城県立角田支援学校の項中

三五五 二七七 二七七

を

三五三 三五三 二七七

に改め、同表宮城県立迫支援学校の項中

二七七 一九一 二七七

を

二七七 二七七 一九一

に改め、同表宮城県立金成支援学校の項中

二七七 一六六 二四四

を

二七七 二七七 一六六

に改め、同表宮城県立古川支援学校の項中

三〇三 三五五 三五五

を

二七七 三〇三 三五五

に改め、同表宮城県立山元支援学校の項中

四六六 三〇三 二二二

を

四一四 四六六 三〇三

に改め、同表宮城県立利府支援学校の項中

三五五 三〇三 四三三

を

三三三 三五三 三〇三

に改め、同表宮城県立支援学校岩沼高等学校の項中

四八〇 四八〇 四〇〇

を 四八〇 四八〇 四八〇

に改め、同表宮城県立支援学校小牛田高等学

園の項中 一六二 二四二 二四二 を 二四二 一六二 二四二 に改め、同表宮城県立支援学校女川

高等学園の項中 二四二 二四二 を 二四二 二四二 二四二 に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会告示第十七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年十一月十日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一日時 平成二十九年十一月十七日 午後一時三十分

二場所 教育委員会会議室

三事件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 教育功績者表彰について

第三号議案 平成三十一年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）

### 選挙管理委員会

〇宮選管告示第百五十五号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。  
第八十一条第一項中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

第六十六号様式（その一）から（その四）までの規定中「第九項」を「第十一項」に改める。

附 則

〇宮選管告示第百五十六号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二介護老人保健施設葵の園・仙台東の項中「同 市若林区荒井字矢取東六二（二二B一七）」を「同 市若林区荒井東二丁目六番地の二」に改める。

附 則

この告示は、平成二十九年十一月十日から施行する。

〇宮選管告示第百五十七号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

仙台市新田コミュニティ・センターの項中「同 市宮城野区新田北町二丁目二四番地」を「同 市

宮城野区新田二丁目一三〇号」に、仙台市田子西隣接地区（北団地）集会所の項中「仙台市田子西隣接地区（北団地）集会所」を「田子西中央町内会集会所」に、「同 市宮城野区田子西二丁目五

一番地の一〇」を「同 市宮城野区田子西二丁目一一番地の二」に、仙台市田子西隣接地区（南団地）集会所の項中「仙台市田子西隣接地区（南団地）集会所」を「田子西三丁目町内会集会所」に、仙台

市南福室地区集会所の項中「同 市宮城野区福室字新原田二番地の一四」を「同 市宮城野区福室字新原田一一番地の四一」に改める。

仙台市八木山保育所の項を削り、仙台市大野田コミュニティ・センターの項中「同 市太白区大野

田宮脇七番地の四」を「同 市太白区大野田五丁目二三番地の四」に改め、太白町内集会所の項を削

り、柳生北集会所の項中「同 市太白区柳生七丁目二一番地の一」を「同 市太白区柳生七丁目二一番地の六」に改める。

正 誤

○宮城県公報第二八五一号別冊2（平成二十九年四月十八日付け）中

ページ 行

七五 二五 平成27年

正

平成26年

誤